

# 近畿地方整備局事業評価監視委員会（平成23年度第3回） 議 事 録（速報版）

1. 日 時 平成23年10月17日（月） 15：00 ～

2. 場 所 近畿地方整備局 第一別館 大会議室

3. 出席者

○ 委 員 小林 潔司 委員長  
江崎 保男 委員、帯野 久美子 委員、寶 馨 委員、  
竹林 幹雄 委員、田中 等 委員、中村 智彦 委員、  
藤本 英子 委員、山下 淳 委員

○ 近畿地方整備局  
副局長、副局長、総務部長、企画部長、建政部長、  
河川部長、港湾空港部長、営繕部長、用地部長

（一般国道478号京都縦貫自動車道（京都第二外環状道路）の審議時）

○ 西日本高速道路株式会社 事業評価監視委員会委員 戸田 常一 委員

○ 西日本高速道路株式会社 関西支社 建設事業部長

4. 議 事

（1）開 会

（2）事業評価監視委員会審議

[再評価]

（道路事業）

一般国道478号京都縦貫自動車道（京都第二外環状道路）

一般国道9号京都西立体交差

近畿自動車道紀勢線（田辺～すさみ）

一般国道158号大野油坂道路（大野東・和泉区間）

一般国道2号相生有年道路

一般国道42号有田海南道路

一般国道42号冷水拡幅

（河川事業）

熊野川直轄河川改修事業

揖保川直轄河川改修事業

円山川直轄河川改修事業

北川直轄河川改修事業

九頭竜川直轄河川改修事業

（港湾整備事業）

日高港塩屋地区国際物流ターミナル整備事業

5. 審議結果

・ 一般国道478号京都縦貫自動車道（京都第二外環状道路）

審議の結果、「一般国道478号京都縦貫自動車道（京都第二外環状道路）」の再評価は、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針（原案）のとおり「事業継続」でよいと判断される。

・ 一般国道9号京都西立体交差

審議の結果、「一般国道9号京都西立体交差」の再評価は、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針（原案）のとおり「事業継続」でよいと判断される。

- ・近畿自動車道紀勢線（田辺～すさみ）  
審議の結果、「近畿自動車道紀勢線（田辺～すさみ）」の再評価は、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針（原案）のとおり「事業継続」でよいと判断される。
- ・一般国道158号大野油坂道路（大野東・和泉区間）  
審議の結果、「一般国道158号大野油坂道路（大野東・和泉区間）」の再評価は、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針（原案）のとおり「事業継続」でよいと判断される。
- ・一般国道2号相生有年道路  
審議の結果、「一般国道2号相生有年道路」の再評価は、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針（原案）のとおり「事業継続」でよいと判断される。
- ・一般国道42号有田海南道路  
審議の結果、「一般国道42号有田海南道路」の再評価は、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針（原案）のとおり「事業継続」でよいと判断される。
- ・一般国道42号冷水拡幅  
審議の結果、「一般国道42号冷水拡幅」の再評価は、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針（原案）のとおり「事業継続」でよいと判断される。
- ・熊野川直轄河川改修事業  
審議の結果、「熊野川直轄河川改修事業」の再評価は、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針（原案）のとおり「事業継続」でよいと判断される。
- ・揖保川直轄河川改修事業  
審議の結果、「揖保川直轄河川改修事業」の再評価は、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針（原案）のとおり「事業継続」でよいと判断される。
- ・円山川直轄河川改修事業  
審議の結果、「円山川直轄河川改修事業」の再評価は、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針（原案）のとおり「事業継続」でよいと判断される。
- ・北川直轄河川改修事業  
審議の結果、「北川直轄河川改修事業」の再評価は、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針（原案）のとおり「事業継続」でよいと判断される。
- ・九頭竜川直轄河川改修事業  
審議の結果、「九頭竜川直轄河川改修事業」の再評価は、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針（原案）のとおり「事業継続」でよいと判断される。
- ・日高港塩屋地区国際物流ターミナル整備事業  
審議の結果、「日高港塩屋地区国際物流ターミナル整備事業」の再評価は、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針（原案）のとおり「事業継続」でよいと判断される。